

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### a. 専門人材マッチング

- ・専門人材のニーズに合わせて、専門的なスキルや経験を持つ人材を採用するためのマッチングプログラムを開発し、適切な人材を効率的に採用する。
- ・業界や特定の職種におけるニーズに応じた専門人材のデータベースを構築し、企業とのマッチングを支援するプラットフォームを提供する。
- ・専門人材と企業との間での情報共有を促進し、両者のニーズを理解し合うためのオンラインコミュニティやイベントを定期的に開催する。
- ・人材のスキルや経験だけでなく、企業文化や価値観のマッチングも重視し、長期的な人材育成や定着に向けた支援を行う。

### b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

- ・健康経営に関するノウハウを提供し、企業が従業員の健康増進に向けた施策を効果的に実施できるよう支援するコンサルティングサービスを展開する。
- ・従業員の健康診断や健康アセスメントを実施し、健康リスクを把握し、それに基づいた健康増進プログラムを提供する。
- ・企業内での健康増進イベントやセミナーを開催し、従業員の健康意識を高めるとともに、ストレスやメンタルヘルスの管理にも配慮した支援を行う。
- ・健康経営に関する指標や評価基準を定め、健康経営の取り組みを継続的に評価・改善する仕組みを導入する。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024 年 4 月 19 日

株式会社医師の大家

企 業 名

代表取締役柳川圭子

役職・氏名（代表権を有する者）